

地域活性化起業人制度による派遣に関する協定

龍ヶ崎市（以下「甲」という。）と合同会社 EXNOA（以下「乙」という。）とは、地域活性化起業人制度により、乙からその社員を甲に派遣させるにあたり、派遣期間中の取扱いに関する基本的事項について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）する。

（職員の派遣）

第1条 乙は、社員 森田 晴彦（以下「派遣職員」という。）を、乙の社員たる身分を保有したまま、甲へ派遣する。なお、甲及び乙は、本協定において使用する「派遣」という用語が、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」における「労働者派遣」を意味するものではなく、人を送り遣わすことを意味する一般用語であることを確認する。

2 派遣職員の派遣期間は、令和5年7月1日から令和5年12月31日までとする。ただし、甲乙協議の上、その期間を延長し、または短縮することができる。

（派遣期間中の職務）

第2条 派遣職員は、下記記載の目的を達成するために、次に掲げる業務（以下「本件業務」という。）に従事するものとする。

- （1）ふるさと納税新規返礼品の提案
- （2）ふるさと納税に関する効果的な広告宣伝・プロモーションの強化
- （3）ふるさと納税の寄附者獲得に向けたデータ分析や活用方法の検討
- （4）企業版ふるさと納税の周知方法に関する提案
- （5）その他前各号の目的を達成するために必要な事項

（負担金等の支払い）

第3条 派遣職員の給与は、乙の制度に基づき乙が支給するものとし、派遣期間に要した額を甲が負担するものとする。なお、負担額は覚書において定めた額とする。

2 甲は、前項に定める負担金を、令和6年1月31日までに乙指定の金融機関の口座に振り込みにより支払うものとし、その際の振込手数料は甲の負担とする。なお、支払日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

（就業条件）

第4条 派遣職員の労働時間、休憩時間、休日等の労働条件については、甲の条例、規則その他の規程に従うものとする。

(社会保険)

第5条 派遣職員は、派遣期間中も乙の社員の加入する健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働災害補償保険の被保険者とする。

(年次有給休暇)

第6条 派遣職員の年次有給休暇の付与日数及び付与条件については、乙の規程に従うものとする。

2 前項の請求手続き等は、甲の規程に従うものとする。

(給与の支給等)

第7条 派遣職員の給与及び賞与は、乙の定める支給基準に従い、乙が派遣職員に直接支給する。

2 派遣職員に関する給与、賞与、諸手当、健康保険・厚生年金保険・雇用保険・介護保険・労働災害補償保険の事業主負担分、及び退職金引当に係る相当額は、乙の請求に応じて甲が負担する。

3 派遣職員の派遣期間中の甲の用務に係る旅費相当額は、甲の条例、規則その他の規程に従い甲が支給する。

(災害補償)

第8条 派遣職員が業務上又は通勤途上において死傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償は、乙の規程に基づき乙において処理するものとする。

(定期健康診断)

第9条 派遣職員に対する定期健康診断は、乙の規程により乙において行う。

2 前項にかかる経費は、乙の負担とする。

(出勤状況等の通知及び報告)

第10条 甲は、派遣職員の出勤、時間外勤務及び休暇取得等について、定期的に乙に通知する。また、乙は必要に応じ甲に報告を求めることができる。

(信用失墜行為の禁止)

第11条 派遣職員は、甲の業務が公務であることを認識するとともに、その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないよう努めなければならない。

(秘密を守る義務)

第12条 派遣職員は、甲の承諾なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職

を退いた後も、また、同様とする。

- 2 派遣職員は、甲の承諾なく、職務上知り得た秘密を第2条の目的外に使用してはならない。

(分限及び懲戒)

- 第13条 派遣職員の派遣期間中における分限処分及び懲戒処分については、甲乙協議して行うものとする。

(権利帰属)

- 第14条 本件業務の履行の過程で成果物が発生する場合、当該成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含み、これらに限られない。)、産業財産権(産業財産権を受ける権利を含む。)その他の一切の法的権利は、従前から乙に帰属するものを除き、発生と同時に乙から甲に移転する。

- 2 乙は、成果物に係る著作権人格権を甲及び甲の指定する第三者に対して一切行使せず、また、第三者にこれを行使させない。

(資料等の貸与)

- 第15条 甲は、乙に対し本件業務の実施のために甲が必要と認める資料、物品(以下総称して「業務資料等」という。)を貸与又は提供するものとする。

- 2 乙は、本件業務遂行に必要な範囲で、業務資料等を複製、改変することができる。

(解除及び期限の利益の喪失)

- 第16条 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当したときは、何らの通知催告を要せず即時に本協定の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 相手方が本協定に違反したとき。ただし、第12条の場合を除き、相手方に対して相当な期間を定めて催告したにもかかわらず、是正がされない場合に限る。
- (2) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき。
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自らが申立てをしたとき。
- (5) 解散、合併又は営業の全部若しくは重大な一部の譲渡を決議したとき。
- (6) 監督官庁から営業取り消し、営業停止等の処分を受けたとき。
- (7) 資産、信用又は事業に重大な変化が生じ、本協定に基づく債務の履行が困難と認められる客観的事実が生じたとき。

(8) その他、前各号に準じる事由が生じたとき。

2 甲又は乙に前項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、当該事由が生じた当事者は、相手方からの何らの通知催告がなくとも、相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに相手方に弁済しなければならない。

(損害賠償)

第17条 甲及び乙は、自らの責めに帰すべき事由に基づく本協定の義務違反により相手方に損害を与えた場合、相手方に生じた損害（弁護士費用を含む。）を賠償する責を負うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第18条 甲及び乙は、相手方に対し、現在又は過去5年以内において、自己並びに自己の役員及び実質的に経営を支配している者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲又は乙は、相手方が前二項のいずれか一にでも違反した場合、何等の催告を要することなく、直ちに本協定を解除することができるものとする。

4 甲又は乙は、前項に基づく解除の場合、解除された相手方に損害が生じても、これを賠償する一切の義務及び責任を負わない。

(不正行為に関する表明保証)

- 第19条 甲は、乙の役員又は従業員に対し、社会通念上認められる範囲を超えた金銭、物品、接待、その他の経済的利益の提供(その提供する旨の申込み又は約束することを含む)をせず、第三者をしてこれをさせないことを表明し、保証する。
- 2 乙は、甲が前項に違反したと疑われるときは、自己又は第三者をして事実関係を調査することができるものとし、甲は、その調査に協力しなければならない。また、これを拒否してはならない。
- 3 乙は、甲が第1項に違反したと合理的に判断した場合には、何らの催告なくして本協定を解除することができる。また、甲は、乙に生じた一切の損害(合理的な弁護士費用を含む)を賠償しなければならない。

(存続条項)

- 第20条 本協定終了後においても、第12条、第14条、第16条第2項、第17条、本条、第21条及び第22条の規定は、なお有効なものとして存続するものとする。

(その他)

- 第21条 本協定に定めのない事項、又は本協定の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(準拠法及び管轄)

- 第22条 本協定の準拠法は日本法とし、本協定に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和5年7月1日

甲 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地
龍ヶ崎市
市長 萩原 勇 印

乙 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー24階
合同会社 EXNOA
代表社員 株式会社 EXNOA ホールディングス
職務執行者 村中 悠介 印